



(財) 財務会計基準機構会員

平成 20 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名	フ タ バ 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名	取 締 役 社 長 小 塚 逸 夫
コ ー ド 番 号	7 2 4 1 東 証 ・ 名 証 第 1 部
お 問 合 せ 先	常 務 取 締 役 市 川 康 夫 (TEL 0564-31-2211)

当社株式ならびに転換社債型新株予約権付社債の監理銘柄指定に関するお知らせ

当社株式につきまして、平成 20 年 10 月 15 日付けにて株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という）及び株式会社名古屋証券取引所は（以下、「名証」という）より監理銘柄（審査中）に指定されました。また、当社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債につきまして、平成 20 年 10 月 15 日付けにて東証及び名証より監理銘柄（確認中）に指定されました。

本件に関する当社の今後の対応等は下記のとおりであります。

記

1. 監理銘柄指定理由

当社は、平成 20 年 10 月 15 日に「過年度決算訂正の可能性に関するお知らせ」を開示いたしました。

この開示内容から、有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の理由があると判断され、今後の審査の結果如何によっては有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 11 号 a 前段（虚偽記載）に該当すると認められる相当の事由があると東証、名証が認める場合に該当することとなるため、当社株式を監理銘柄（審査中）に指定し、投資者に注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されたものであります。

同時に、有価証券上場規程施行規則第 918 条第 1 項第 2 号（上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券等が監理銘柄に指定されることとなった場合）に該当することとなるため、当社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債を監理銘柄（確認中）に指定されたものであります。

2. 監理銘柄指定期間

平成 20 年 10 月 15 日から東証、名証が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで

3. 今後の対応

当社は、過年度決算訂正に関する調査を終え次第、速やかにその開示を行う予定です。また、訂正報告書を速やかに提出するとともに、再発防止に向け、その体制を早期に確立し、一日でも早く監理銘柄指定の解除を受けられるよう全力を挙げて取り組む所存であります。

株主の皆様をはじめ関係各位には多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

このような事態に至った点を深く反省するとともに、全社一丸となり早期に信頼回復すべく努力してまいっている所存でありますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

以上